

【 検 査 】**4 5 オブジーボ点滴静注投与時の抗 G A D 抗体の算定について**

《令和 6 年 2 月 2 9 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

留意事項通知の要件を満たさない D008「20」抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 G A D 抗体）の算定は、オブジーボ点滴静注投与時であったとしても、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

オブジーボ点滴静注の特に注意を要する副作用の一つに 1 型糖尿病の発症があげられる。

抗 G A D 抗体は、1 型糖尿病に高頻度に検出される膵 β 細胞に対する抗体だが、厚生労働省通知[※]に、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合に算定できる旨示されており、当該通知の要件を満たさない当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

（厚生労働省通知）

抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗 G A D 抗体）は、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対して 1 型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について